

公益社団法人宿毛青年会議所役員選任規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、役員選任に関する事項を、公益社団法人宿毛青年会議所定款（以下定款と呼ぶ）に抵触しない範囲において規定する。

第2章 次年度理事予定者及び次年度監事予定者の選出

(次年度理事予定者及び次年度監事予定者の資格)

第2条 次年度理事予定者及び次年度監事予定者たる資格は、翌年1月1日、連続1年以上会員として在籍しており、なおかつ下記の条項に該当しないもの。

(1) 理事のうち同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

(2) 監事は、相互に親族その他の特別な関係にある者であってはならない。

(次年度理事候補者及び次年度監事候補者の選出)

第3条 当年度理事長が選考委員会を組織し、次年度理事予定者及び次年度監事予定者を選出する。

(次年度理事予定者及び次年度監事予定者の承認)

第4条 第3条選考委員会で選出された者は、9月末日迄に当年度理事会で承認されなければならない。

第3章 理事及び監事の選任

(理事及び監事の選任)

第5条 第2章第4条で承認された次年度理事候補者及び次年度監事候補者は、当年度12月総会で選任されなければならない。

第4章 次年度理事長候補者の選出

(次年度理事長候補者の資格)

第6条 次年度理事長候補者たる資格は、次のいずれかの資格を有するものとする。

(1) 副理事長経験者

(2) 6月末日まで連続5年以上正会員として在籍したもの

(3) 2回以上の理事経験者

(次年度理事長候補者の選出)

第7条 次年度理事長候補者は、6月末日迄に当年度理事会において、理事の互選によって選出する。立候補者多数の場合には、無記名投票で決定する。

第5章 理事長の選任

(理事長の選任)

第8条 第4章第7条で選出された次年度理事長候補者は、第3章第5条で選任された理事で構成する当年度12月理事会において、理事の互選により選任されなければならない。

第6章 その他の次年度役員予定者の選出

(その他の次年度役員候補者の指名及び承認)

第9条 第2章及び第4章以外の次年度役員候補者の選出については、第4章で決定した次年度理事長候補者が指名し、9月末日迄に当年度理事会で承認されなければならない。

第7章 その他の役員の選任

(その他の役員の選任)

第10条 第6章で選出された次年度役員候補者は、第3章第5条で選任された理事で構成する当年度12月理事会において、理事の互選により選出されなければならない。

第8章 本規約の変更

(本規約の変更)

第11条 本規定は、理事会に於いて理事現在数の4分の3以上の議決及び総会に於いて正会員総数4分の3以上の議決を得なければ、変更することができない。

第9章 雑則

(施行規定)

第12条 本規定の施行に関する細目は、理事会の議決を以って定める。

(付則)

第13条 本規定は平成26年1月6日より施行する。